

## 平成26年7月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年7月17日〔木曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	河本アツミ
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
議案第4号 あっせんについて  
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について  
議案第6号 荒廃農地の非農地の判断について

## ○事務局

おはようございます。本日は任期最後の定例総会です。それでは、開会に先立ち会長にあいさつをお願いします。

## ○会長

皆さん、おはようございます。先週の台風8号については、大変心配をしておりましたが、何とか直撃は免れました。

農作物の被害につきましては、少しはあったようですが、水稻の倒伏など心配をしておりましたが、それは殆ど無かったようで安心をしているところです。

これから本格的な台風シーズンになりますが、なるべく直撃がないように祈りたいと思うところです。

また、7月6日は農業委員の選挙も実施されました。国の情勢から見ますと、最後の選挙ではなかったらと思うところです。今回新しい委員も1名当選され、4名の選任委員も引き続き推薦されるようです。本日は、このメンバーでの最後の定例総会となります。勇退されます下園委員につきましては、3期12年間農業委員として御尽力いただき、本当に感謝申し上げます。

それでは早速、7月の定例総会を開催いたします。

## ○議長

まず初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員には12番下園委員と13番南委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。まず、事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。資料は、1ページからになります。今月は所有権移転8件、賃貸借5件、使用貸借権2件の合計15件の申請がありました。

まず、1番です。上西の大崎地区の土地です。台帳現況地目は畑の2筆で、合計面積が5813平米を賃貸借で1年間貸借するものであります。今回、新たに農業生産法人として借りるものであります。1番から4番の借主は同じ法人で、許可後の経営面積は19641平米となり、下限面積の50アールを超えます。

続きまして2番です。2番も1番と同じく大崎地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆、面積4200平米で賃借権により5年間貸借するものであります。

3番です。1番、2番と同様上西の大崎地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆で4833平米を賃貸借により1年間貸借するものであります。2ページをお開きください。

4番です。1番から3番近辺の国上野木平地区の土地であります。台帳現況地目は畑

の2筆で、合計面積4795平米を賃貸借により5年間貸借するものであります。

5番です。安城大野地区の土地であります。台帳現況地目が畑の1筆で、面積833平米を賃貸借により3年間貸借するものであります。

6番です。安城上之町地区の土地であります。台帳現況地目が畑の1筆、13平米を贈与により所有権移転するものであります。

7番です。国上湊地区の土地です。台帳現況地目畑の2筆で、合計面積5729平米を売買により所有権移転するものであります。続きまして3ページです。

8番です。伊関沖ヶ浜田地区の土地であります。台帳現況地目は台帳が畑と田で、現況も畑と田、面積が369平米と1140平米の合計1509平米を贈与により所有権移転するものであります。許可後の経営面積が6430平米となるため、下限面積の50アールを超えます。

9番です。下西池野地区の土地です。台帳地目畑、山林、現況地目は両方とも畑であります。合計面積が1586平米で、売買により所有権移転するものであります。

10番です。下西下石寺地区の土地であります。台帳地目原野、現況地目畑の2筆で合計面積が2334平米で、売買により所有権移転するものであります。

この案件は、5月の総会で不許可になった案件であります。5月の総会后に本人が耕作をするという誓約書を添付して、再度申請が出てきたものであります。

11番です。現和武部地区の土地であります。台帳現況地目の畑2筆、合計面積5292平米を使用貸借により、親から子へ5年間貸借するものであります。

続いて、4ページです。12番です。現和田之脇地区の土地であります。

台帳現況地目は畑で、5筆合計面積7983平米を親から子へ贈与により所有権移転するものであります。

13番です。現和庄司浦地区の土地であります。台帳現況地目畑で、3筆で、合計面積7396平米を売買により所有権移転するものであります。

5ページです。14番です。住吉能野地区の土地であります。台帳現況地目が畑の1筆で、面積が897平米を売買により所有権移転するものであります。

15番です。住吉能野地区の土地です。台帳現況地目が畑の1筆で、面積2254平米を使用貸借により6年間貸借するものであります。

14番、15番は耕作者が同じ人で、許可後の経営面積が7195平米となり、下限面積の50アールを超えます。

以上、本件1番から15番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で第1号議案に係る説明を終わります。

#### ○議長

はい、事務局からの説明が終わりました。次に担当委員の方からの調査報告をお願いいたします。

## ○2番委員

はい、2番です。1番から4番までは、今事務局より説明があったとおり借人が一緒の方です。1番と3番が大崎の方で、2番と4番が野木平の方です。

共に日立峯線の道沿いにある畑でして、酪農を営んでいる農業生産法人の方が借りるようになりました。よろしくお願いします。

## ○議長

はい、5番、6番につきましては、私の担当地区でありますので、説明をしたいと思えます。昨日、借人の案内のもと、ほ場の現地調査を行いました。

借人はキビ農家でありまして、いろんな役員もしながら、農業に頑張っているということでございます。場所は川脇公民館を50メートルほど過ぎたところから右側に入った畑かん整備地区であります。畑かん整備地区ですので、借賃が少し安いのではないかとということで、双方に確認いたしました。今回はお互い話し合いでこういう金額にしたということでした。

次からは、本委員会が出している1万3千円で借りたいと聞いております。維持管理費につきましては、借人が支払いをしていくということです。

6番につきましては、安城の上之町の畑で、面積が13平米ということでした。

この畑につきましては、県道が通ったときの残地がありまして、この13平米が贈与を受ける方の畑に入っていたということです。

本人たちも全く気づかずに、今度地籍調査の段階でこういうことを気づきまして、お互い話し合って今回贈与という形で名義を変更するというということです。

申請どおり、間違いはございませんでした。以上です。

## ○6番委員

6番です。7番について報告します。場所は湊漁港から行った牧場のところ。譲渡人は、鹿児島市在住です。双方確認した結果、間違いは無く何ら問題はありません。

## ○7番委員

7番です。8番について説明いたします。13日双方立会いのもと、現地を確認いたしました。畑の369平米につきましては、譲受人の家庭菜園で、これを兄に無償で譲るということでした。双方確認しましたが、申請に間違いはありませんでした。

## ○10番委員

はい、10番です。9番、10番について御説明いたします。9番ですけど、12日譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、花屋を経営する方です。

2筆の申請ですが、現況は1枚でございます。隣接するところに、譲受人の土地がありまして、現在ソテツを栽培しております。今回の場所には、来年花を栽培したいということです。また、譲渡人については電話で申請どおり間違いはないか確認をとっております。10番については、事務局の説明のとおり、5月の定例総会で不許可になった案件です。譲受人に再確認したところ、本人が耕作するというので誓約書も提出しており

ます。管理に手が回らないときには、従業員を使用したり、委託作業によって耕作をしたいとのことです。皆さんがたの再度の審議をよろしく願います。以上です。

#### ○8番委員

8番です。11番について報告します。親子関係で、息子さんが農業をやりたいということでの使用貸借の申請です。武部地区内の畑2筆です。期間は5年です。

7月12日に申請人と現地確認をしています。

次に、12番について報告します。親から子への贈与で、現和田之脇地区内の畑5筆です。これも同じく12日に親子一緒に現地を確認しております。以上です。

#### ○12番委員

12番です。13番について、報告いたします。

申請地は庄司浦地域内で、譲渡人、譲受人には申請内容の確認をしました。譲受人は、現和の庄司浦在住で、茶、きび、青果用いもを栽培している認定農家の方です。13日に現地調査をしましたところ、青果いもを植えている状態でありました。以上です。

#### ○14番委員

はい、14番です。14番、15番について説明いたします。11日に譲受人と現地を確認いたしました。譲受人の畑と割畑になっておりまして、2メートル程の道を20メートル程度入った畑で、この畑を売るということで購入しています。

15番の畑も借りていましたので、同時に申請したということでもあります。譲受人、譲渡人に話を伺いに行きましたが、14番の方は、暇が無いということで電話で連絡をとりました。15番の方は、病院に入院しているということで、親戚に確認しております。以上です。

#### ○議長

ただいま、議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員からの調査報告がございました。それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

#### ○議長

ただいま、異議なしの声がございました。それでは採決します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請1番から15番までについて、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### ○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の1番から15番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

#### ○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。まずは、事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請を説明します。資料は6ページになります。今回は、駐車場及び資材置き場への転用1件の申請がありました。スライドをお願いいたします。申請地は、伊関の沖ヶ浜田地区の土地で、台帳現況地目とも畑、面積7863平米のうち1282平米の一時転用であります。

申請理由としましては、現在西京苑の建て替えで西之表市汚泥再生処理センターを建築するにあたり、その従業員用の駐車場及び資材置き場が必要であり、申請地が現場に隣接しているため、一部を賃貸借したいとの理由であります。

土地の条件としましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農用地区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。

原則許可されないところですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供する場合は、不許可の例外として、許可出来るということでもありますので、今回第1種農地ですが申請がされております。周辺は東側が海岸で、北と西側が道路、南側が畑となっております。申請地の隣まで農用地区域が来ておりますので、第1種農地ということで判断いたしました。

残高証明及び被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。なお、貸借期間につきましては、8月から1年4カ月ということで申請が出ております。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

## ○議長

これにつきましては、昨日現地調査が行われております。調査員になられた方は御苦労様でございました。それでは、調査委員長のご報告をお願いいたします。

## ○6番委員（調査委員長）

はい、6番です。昨日、調査委員、担当委員、事務局及び工事責任者立ち会いのもとで現地調査しました。場所は、西京苑です。現在は牧草を作っていて、刈り取り後に駐車場にするということでした。特に問題はありませんでした。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

## ○議長

続きまして、担当委員の方から何かあればお願いいたします。

## ○7番委員

7番です。私のほうからは、今委員長の説明あったとおり特にございませぬけども、ここは地域の土地でありまして、譲渡人は地域から賃借している土地でございます。

今は牧草がありますので、梅雨が上がり次第収穫をし、その後賃借するというところでございます。

## ○議長

ただいま事務局、調査委員長、担当委員の方からの報告がございました。それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○3番委員

はい、3番です。この譲受人の方から出された書類に委員長は目を通されましたか。

○6番委員（調査委員長）

そこまでは、特にしていません。

○3番委員

今後は事務局だけで処理するのではなく、委員も確認をする必要があると思いますが、如何でしょうか。

○事務局

はい、確認の意味で次からは目を通してもらうようにいたします。

○議長

今後はそのようにお願いします。

○8番委員

はい、8番です。こういう場合も賃借料は、農業委員会が示している金額で借りられていますか。

○事務局

農業委員会の場合は耕作目的の金額として決めています。今回は駐車場ということで、金額自体は、双方で決めております。

○8番委員

はい、解りました。

○議長

他にございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請1番につきましては、許可することとし、県の常任会議に諮問をいたします。

○議長

続いて議案第3号「非農地証明願いについて」を審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料の7ページをお開きください。

1番です。下西川迎地区の土地であります。台帳地目は畑であります。昭和20年頃から耕作せず、現在宅地となっております。交付基準1の（イ）に該当いたします。

2番です。国上久保田地区と浦田地区の土地であります。台帳地目は田ですが、昭和

60年以前から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(ウ)に該当いたします。

3番です。榕城本立地区の土地であります。台帳地目は畑で、昭和25年頃から耕作せず、現在本立公民館が建っております。交付基準1の(イ)に該当します。以上です。

○議長

はい、議案第3号「非農地証明願いについて」の事務局説明がありました。これにつきまして、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。

○6番委員(調査委員長)

1番について調査報告をします。ここは市営プールの西側で、川迎公民館より100メートル程度手前です。現地は住宅内であり、事務局から説明があったように、昭和20年頃から宅地として利用しているということです。その当時現場を間違えて登記したのではないかと思います。証明は出来ませんが、実際宅地が建っているところであります。

交付基準と照らし合わせても、非農地にする事には問題はないと判断しました。

続けて2番です。上の番地は喜志鹿崎灯台の近くで、現地は山の中にあり水の掛からないようなところで、昔は馬で搬出などをしていたようです。

下の番地の場所は、浦田集落の入り口三文字の東側のところですか。ここも、上と似たような状況でした。今は木が被っており、農地への復元は不可能であるという結論に至りました。

3番については、公民館の敷地内で、農協でんぷん工場の隣です。昭和25年頃から農地としては利用しておらず、公民館として利用しておりました。今回申請地を地縁団体である本立部落にする手続を進めていたところ、地目が畑となっていることに気づいたので、非農地申請を行ったということです。以上のような状況ですので、非農地とすることはやむを得ないと判断しました。以上で報告を終わります。

○議長

はい、ただいま調査委員長からの報告がございました。

続きまして、担当委員からの補足説明があればお願いをいたします。

○10番委員

10番です。1番について報告します。昨日私も調査員として同行いたしました。

調査委員長の報告どおり何ら問題はないと思います。

○議長

番号2につきましては、調査委員長が担当委員ということで、先ほど詳細な説明がございましたので、次は3番についてお願いいたします。

○13番委員

はい、13番です。先程調査委員長の方から説明がありましてとおり、写真で解ると思いますが、現在公民館が建っているところが申請地であります。

以前は、手前に建っておりましたが、それを奥の敷地に移したらそこが農地であった

ということです。よろしく審議をお願いいたします。

○議長

はい、ただいま事務局並びに調査委員長、担当委員からの報告がございました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○3番委員

はい、3番。番号3の本立地区の公民館ですけど、これは何年ぐらい前に建てたのですか。

○13番委員

はい、案内人も何年に建ったか解らないということでした。

○3番委員

それでは、20年以上も前からということですね。解りました。

○議長

他にはございませんか。

○議長

はい、異議なしの声がございましたので、採決をしたいと思います。

議案第3号非農地証明願いの1番、2番、3番につきまして、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第3号「非農地証明願い」の1番、2番、3番については、非農地として承認することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明します。資料は8ページになります。今月のあっせん申し出は、「売りたい」が1件であります。

土地の場所は、住吉能野里地区の畑783平米を売りたいということです。

現在、3年きびを植えておりますが、それも一緒に売りたいということでありました。

面積が783平米ということだったのですが、所有者がもうちょっとあるのではないかとということで、航空写真で面積を計算したところ、971平米ありました。

あっせん委員につきましては、14番の瀬川委員と1番の小倉委員にお願いしたいと思っております。ただ今回委員の改選で、担当地区が変わる場合ございますので、もし変わった場合は、次の担当委員に引き継ぎをしておいてください。よろしくをお願いいたします。

○議長

はい。今の事務局の説明に関して質疑のある方はいませんか。

○14番委員

はい14番です。この畑は、以前道のことで問題になったところです。

それで、今回申請されていまして、私がおの本人に電話して、中々買う方がいな  
いから出来れば自分で探して、地元の人を見つけた方が一番早いんじゃないかとい  
うことは連絡いたしました。ただ、申請があった以上我々も探すつもりでおります。

以上です。

○議長

この価格は、きびも一緒ということで適正ですか。

○14番委員

少し高いと思います。本人も少し高いと思っているようです。

○2番委員

はい、2番です。きびも一緒ということですが、きびの出来はどうですか。

○14番委員

現地は、まだ確認しておりません。出来が悪ければ値段も下がっていくと思います。

○議長

はい、あつせんの申請が来ておりますので、価格も含めていろいろと相談にの  
っていただきたいと思います。この件に関してはよろしいですかね。あつせん委員になられた  
方々はよろしくお願いをいたします。

○議長

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

まず事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず、利用権の設定であります。

1-1ページをお開きください。期間が、平成26年8月1日から平成31年7月3  
1日の5年間、地目畑、面積2819平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者  
1人、利用権の設定を受ける者1人です。

2段目です。期間が平成27年1月1日から平成31年12月31日の5年間、地目  
田、面積1911平米、畑、面積9979平米、合計11890平米、うち更新分11  
890平米で、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1法人です。

3段目です。期間が平成26年8月1日から平成32年7月31日の6年間、地目畑、  
面積4768平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者2人、利用権の設定を受  
ける者2人です。

4段目です。期間が平成26年9月1日から平成32年8月31日の6年間、地目畑、  
面積1684平米、うち更新分0平米、利用権の設定する者1人、利用権の設定を受け

る者1人であります。

5段目です。期間は平成26年8月1日から平成36年7月31日の10年間、地目畑、面積1563平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人であります。

内訳につきましては、1-2ページを詳細につきまして1-3ページをご覧ください。続きまして、所有権の移転であります。2-1ページをお開きください。

今回は1件の申請がありました。平成26年7月24日に所有権を移転しようとするものであります。畑が1筆で、347平米であります。

詳細につきましては、2-2ページから2-5ページをごらんください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長

はい、ただいま事務局より議案第5号について説明があったところです。最初に、「利用権の設定について」を審議したいと思います。なお、5番、6番につきましては、7番委員が利用権の設定を受ける者となっております。

農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当しますので、議案を2分割して審議したいと思います。まず、1番から4番につきまして審議をします。

担当委員の報告をお願いいたします。

#### ○2番委員

2番です。番号1について説明したいと思います。昨日、現地を確認し本人とも話をしました。利用権の設定をされる方は、桜園にお住まいの方です。利用権の設定を受ける方は、野木平在住で担い手農家としても頑張っておられる方でして、現在安納いもを作付しておりました。何ら問題はないと思います。審議をよろしく申し上げます。

#### ○8番委員

8番です。番号2から4まで報告いたします。番号2の方は、1-6ページをお目通し願います。ここは、更新分です。以前から借りている農地をそのまま継続です。

水田は、西俣浦です。畑は、現和上之町と田之脇です。サトイモと安納いもを作付けをしておりました。12日に設定を受ける法人と現地を確認しております。

次は番号3について、報告いたします。これも12日に確認をしております。

武部地区内の畑で、10年契約です。設定を受ける方は、武部地区内でも大農家であり、何ら問題ないと思います。牧草を作付していました。

続きまして、番号4につきまして報告をいたします。浅川地区内の畑1筆で庄司浦の認定農家の方が貸借です。何ら問題ないと思います。以上です。

#### ○議長

はい、ただいま担当委員の方から1番から4番につきまして、報告がございました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がありました。それでは、採決をしたいと思います。利用権の設定、1番から4番について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定1番から4番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、5番、6番について審議をしたいと思います。審議の間、7番委員は退室をお願いいたします。それでは、担当委員の報告をお願いいたします。

○10番委員

はい、10番です。5番、6番について報告します。5番、6番の設定をする者、設定を受ける者は同一人物でございます。5番、6番につきましては、貸人立ち会いのもと、12日に現地調査を行いました。借人はきび作中心の認定農家でございます。6年契約の新規利用件設定でございます。6番は3筆ですが、現況は1枚の畑でございます。

ここは、球根植え付けの跡地で、現在何も栽培しておりません。今年の秋にきびを植える予定だそうです。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

ただいま、担当委員の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま、異議なしの声がありましたので、採決いたします。利用権の設定、5番、6番について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定、5番、6番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

ここで、7番委員の入室を許可します。

○議長

それでは、引き続き所有権の移転について審議します。担当委員の説明をお願いいたします。

○3番委員

はい、3番です。番号1について説明いたします。この申請地は、小牧野地区内にありまして、面積が347平米ということで、14日に調査に行きました。

現地は育苗ハウスが何年か前から建っておりまして、育苗用のハウスとして利用しておりますが、現在は家庭菜園として野菜類を栽培されておりました。

所有権を移転する方、受ける方は叔父と甥の間柄でございまして、双方確認の結果、

何ら問題はございませんでした。以上です。

○議長

はい、ただいま担当委員の方から説明がございました。それでは、質疑に入ります。  
意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がありましたので、これより採決をいたします。  
所有権の移転1番について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、所有権の移転1番につき  
ましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第6号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。  
それでは、担当委員の調査結果の報告をお願いいたします。

○14番委員

はい、14番です。7日に現地を確認いたしました。この田は30年程前から耕作し  
ておらず、当時は馬で田を耕作していたようですが、今は道が途中までしかなく、後は  
小川を登って行く場所と、基幹農道の横に50メートル位の階段をコンクリートで作っ  
て降りる場所でした。全筆とも全く耕作できないということで、現地も山林でした。  
以上です。

○議長

ただいま、担当委員の方から報告がありました。すべて山林で、非農地ということ  
ですが、報告のとおり非農地として承認して良いという方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、非農地として承認し、今  
後所有者に非農地証明の通知を行うことといたします。

以上で本日の議案はすべて終了いたしました。

平成26年7月17日

会 長 日 高 仙 三 

12番委員 下 園 茂 

13番委員 南 重 徳 